

社会実装に向けたロードマップ案

令和6年12月2日

経済産業省 商務・サービスグループ 物流企画室

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構 AI・ロボット部

ご議論いただきたいポイント

【資料4】社会実装に向けたロードマップ案 （25分を目安）

⇒ 社会実装に向けて、今後、産業界等が取り組むべき内容について、想定する内容や時間軸の設定は妥当なものか、ロードマップに盛り込むべき内容に漏れは無いかなど、関係者間で目線を合わせるためにご議論いただきたい。

（※ 取り組むべき内容を網羅的に記載したものではないことに留意。）

また、今後の実証実験において、特に検証すべき内容についても、ご議論いただきたい。

（どのような観点で、何のデータを収集していくべきか）

【資料5】とりまとめ案 （25分を目安）

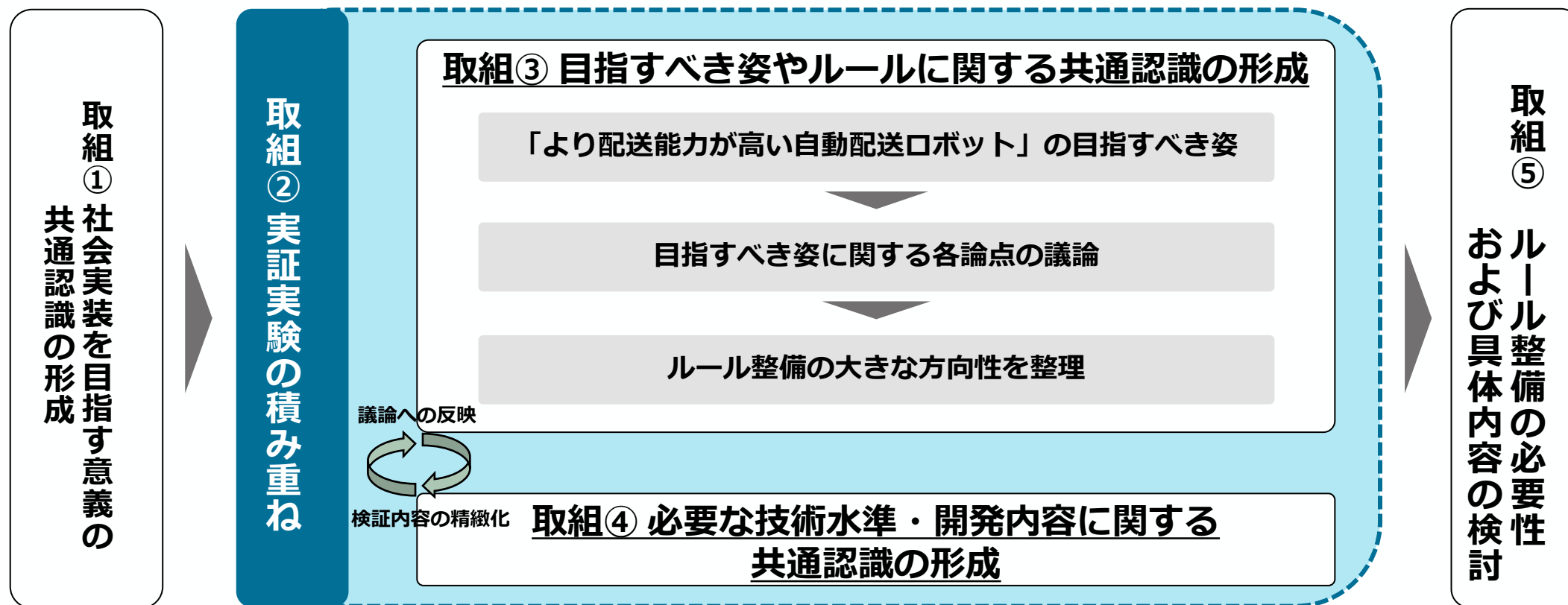
⇒ これまで提示した論点の仮説について、第1～2回WGの議論内容を反映し、とりまとめ資料の素案を作成している。本日は、全体構成、追加で盛り込むべき内容、軌道修正・追加議論が必要な部分について、ご意見・ご議論をいただきたい。

第4回WGでは、本日の議論を踏まえて精緻化したとりまとめ案について、改めてご議論いただく予定。

今後の検討・取組の全体像

第1回資料の再掲

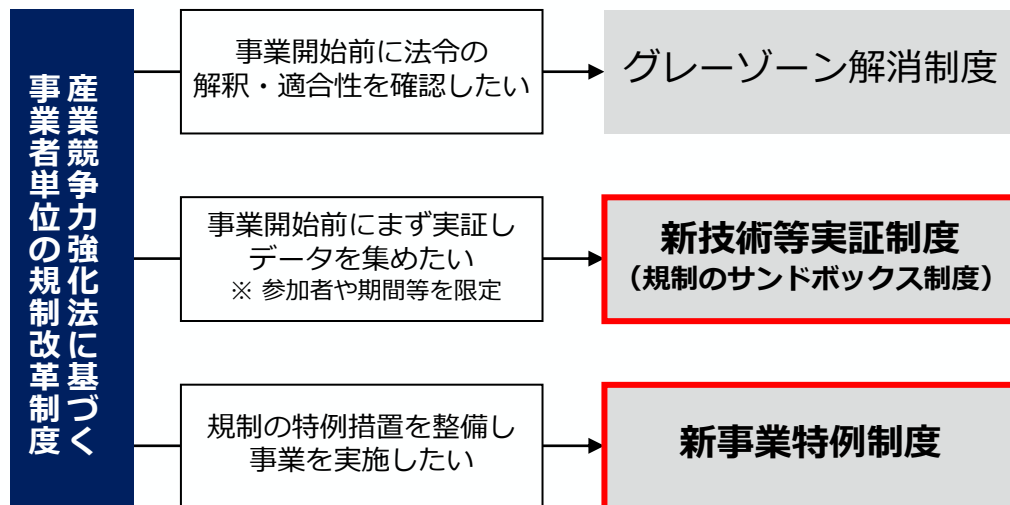
- 本WGを通じ「取組①③：社会実装を目指す意義・目指すべき姿やルールに関する共通認識の形成」を進めている。
- 今後は「目指すべき姿やルール」の精緻化を行う必要があるため、産業界において、実証実験を短期的に集中実施していくことが求められる。



事業者単位の「規制改革制度」の併用

- 既存制度（現行法令に基づく道路使用許可・基準緩和認定）を活用した実証実験のみでは、ロボットの特性を踏まえた「必要十分な内容の制度整備」に直接繋げることが難しい。
- 例えば、産業競争力強化法に基づく事業者単位の「規制改革制度」を併用した実証実験により、目指すべき姿やルールの精緻化を進めていくことが考えられる。

事業者単位の規制改革制度



検証項目の例

最大積載量	:	90kg 以上	(中速・中型)
定格出力	:	0.6kW 以上	(中速・中型)
通行場所・方法	:	自転車道等の通行	(中速・小型)
		最高速度に応じた通行場所切替	(中速・小型)

●新技術等実証制度（ステップ①）

現行法令に基づき適法な範囲内（例：大学・公園等の私有地）で、走行安全性等に関するデータを取得する実証実験を行う。

⇒ 規制の特例措置の創設および公道実証に繋げる

●新事業特例制度（ステップ②）

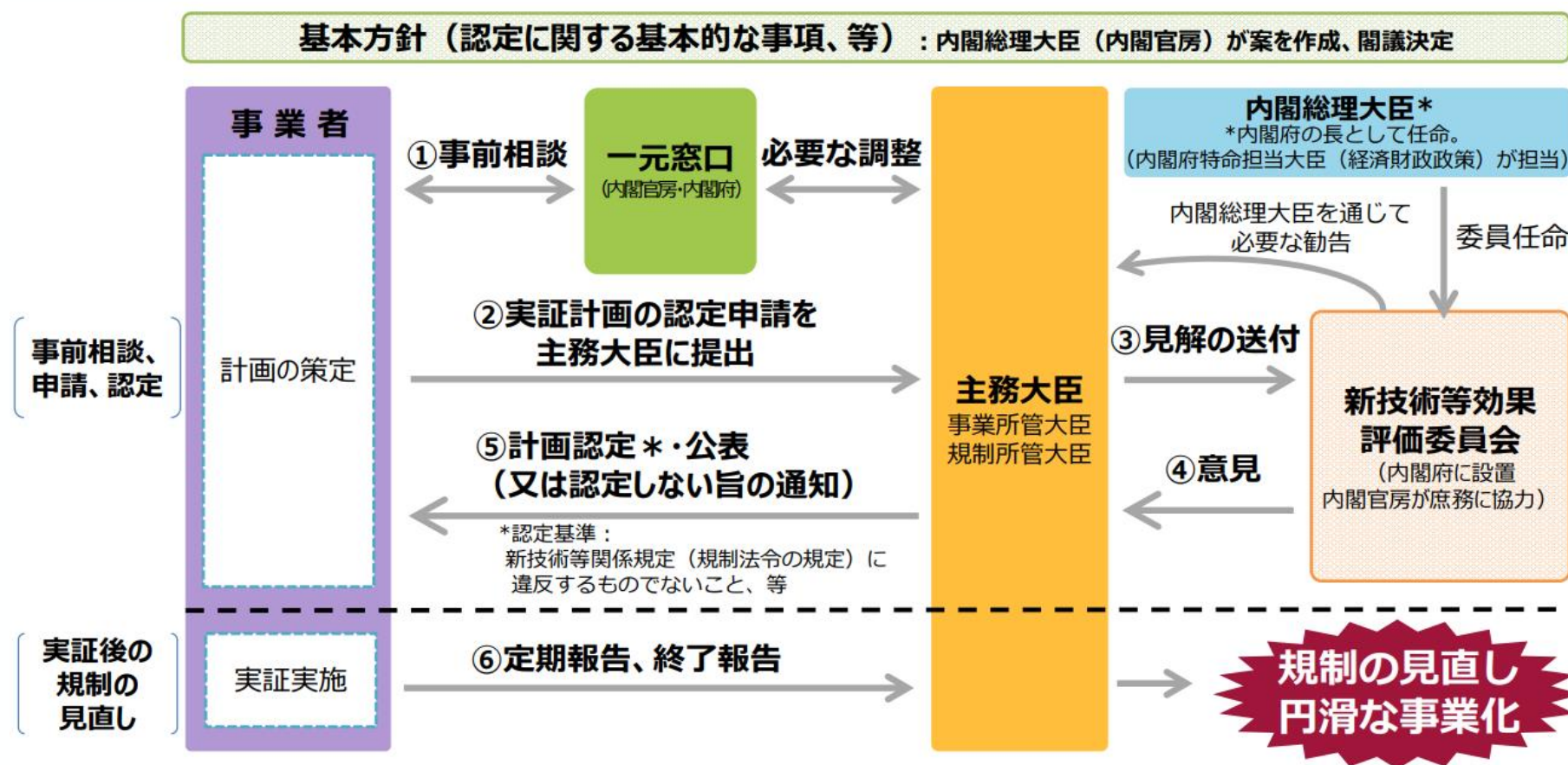
ステップ①を経て、規制の特例措置を創設することができれば、同様の実証実験を公道で実施する。

⇒ 規制の特例措置の一般化や事業化に繋げる

Appendix

新技術等実証制度（規制のサンドボックス制度）の概要

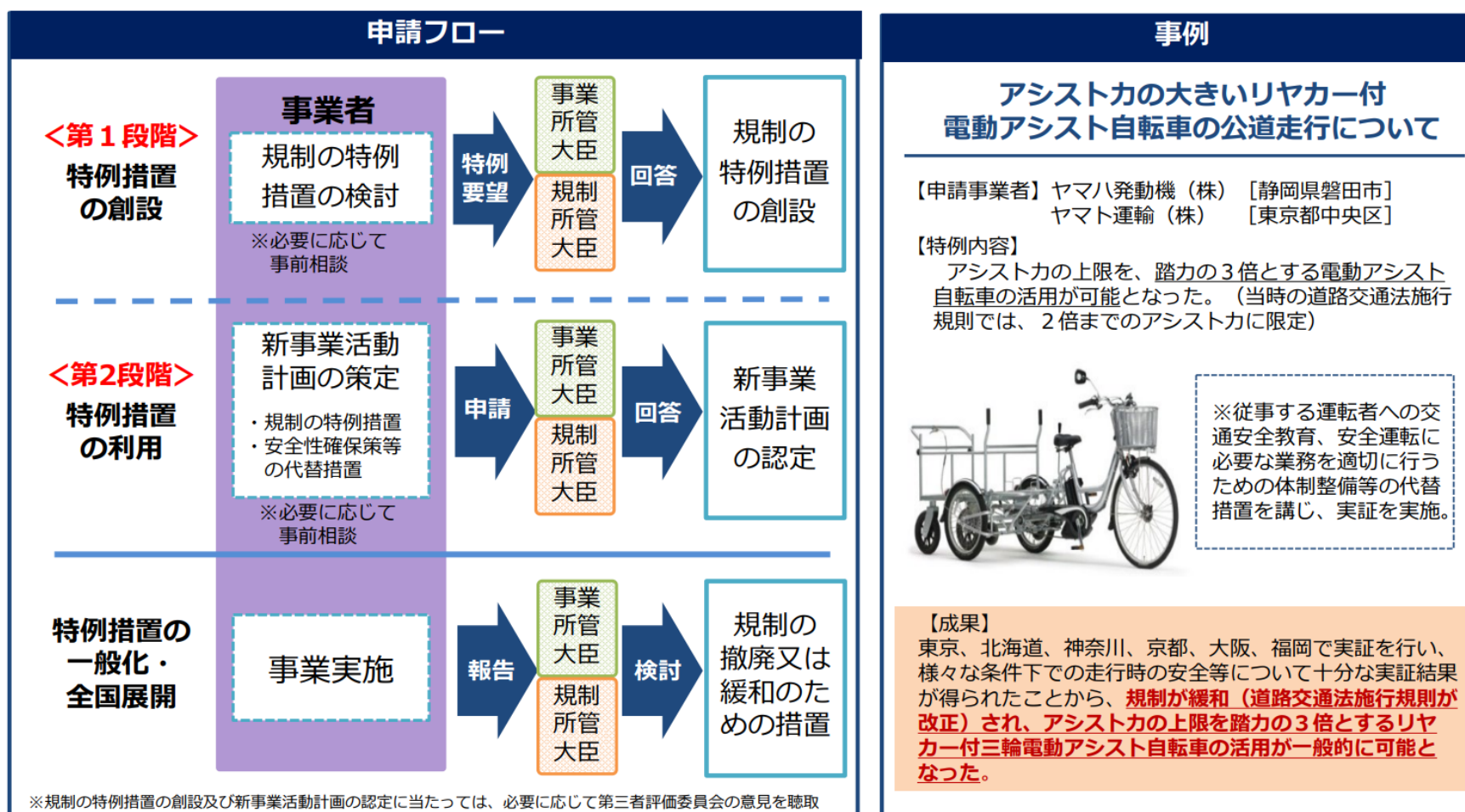
- 期間や参加者を限定すること等により規制の適用を受けずに、革新的な技術やビジネスモデルを活用した実証を迅速に行い、実証により得られた情報やデータを用いて規制の見直しに繋げていく制度。



※新たな規制の特例措置を整備する場合には、計画申請前に主務大臣に対して要望（プロセスは計画認定と同様）

新事業特例制度の概要

- 新たな事業活動を行おうとする事業者が、その支障となる規制の特例措置を提案し、安全性等の確保を条件として、「事業者単位」で、具体的な事業計画に即して、規制の特例措置の適用を認める制度。



事業者単位の規制改革制度 概要



産業競争力強化法に基づく事業者単位の規制改革制度について
(経済産業省ウェブサイト)

https://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku_kyouka/shinjigyo-kaitakuseidosuishin/

持続可能な物流を支える物流効率化実証事業

令和6年度補正概算要求額 **23億円**

(1) 商務・サービスG物流企画室

(2) 商務・サービスG

消費・流通政策課/物流企画室

事業の内容

事業目的

「物流2024年問題」への対応として、今年4月に改正物流法が成立。全荷主・物流事業者に対し、物流効率化のための取組を義務づける中、複数企業が連携する物流効率化に資する取組に対し、システム構築費用等の補助を行い、物流効率化の取組を促す。

また、地域における物流の維持は今後ますます重要。増加が見込まれる買物困難者への対応策として、先進的なモデル事例を組成する。

事業概要

(1) 物流効率化に資する連携実証事業

企業規模を問わず、複数企業が連携した物流効率化に資する取組に対し、物流施設の自動化・機械化に資する機器・システムの導入、プラットフォームの構築等に係る実証費用を補助することを通じて、改正物流法の取組の実効性を高める。

(2) 買物困難者対策事業

地域における買物困難者対策を支援するため、自動配送ロボットの実証実験等を補助。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

(1) 物流効率化に資する連携実証事業



(2) 買物困難者対策事業



成果目標

本実証事業を通じ、複数企業が連携した物流効率化に資する取組を促進し、2024年問題及び構造的な需給ひっ迫による輸送力不足の解消と、買物アクセスに支障を有する地域での購買機会確保に寄与する。